

**南国市技能功労者表彰  
候補者の推薦を**

永年同一職業に従事し、優れた技能を社会発展のために役立て、功績のあつた技能職者の表彰候補者を推薦してください。

対象者／本市に居住し、市内事業所に勤務する功労顕著な技能者（自営業主で技能者を兼ねるものを含む）で次の要件を満たす方。  
30年以上同一職業に従事優れた技能を有し、他の技能者の模範と認められた方  
引き続きその職業に従事する方、または、同一職業の指導的立場にある方。  
\* 公共団体または公共団体に準ずる団体に勤務の技能者は除く。  
被表彰者の人数／5名程度  
表彰式／11月22日  
対象者推薦／各業種団体は表彰候補者推薦書を市長に提出してください。また、未組織業種の個人からの推薦も同様です。  
推薦締切／9月27日  
備考／技能功労者表彰審査会により選考します。

**市民からのお便り**

南国市に引っ越してきて1週間。広報で情報が得られてよかったです。これからもよろしく願っています。

提出先・お問い合わせは  
商工水産課商工水産係  
(8800・65560)まで



**県民手帳予約受付中**

来年の県民手帳（2006年版）購入予約申込を受け付けています。県民手帳は、できるだけ多くの皆さんが活用できるように、より便利で使いやすいように作成されています。

内容／七曜表・日記編・資料編・住所録など  
価格(サイズ)  
ポケット版：450円  
(12 x 8)  
デスク版：750円  
(21 x 13)  
申込期限／9月28日  
配布時期／11月中旬予定  
申込先・お問い合わせは  
企画課広報統計係  
(8800・65553)まで

**平成17年度  
新規事業**

**耐震改修補助事業  
が始まります**

市では、木造住宅の耐震改修工事を行うおつとする方に、その費用の一部を補助する事業が始まります。

補助対象／次のいずれの条件も満たす住宅  
市が行った「南国市木造住宅耐震診断事業」による耐震診断を受診し、総合評価が0.7未満と診断された住宅  
「高知県木造住宅耐震改修助成事業工務店登録制度」によって登録決定された「登録工務店」が耐震改修施工する住宅  
耐震改修工事後の総合評価が1.0以上、または高知県が定める基準以上となる住宅  
その他市が定めた要件  
補助金額／1棟あたり60万円を限度とします。  
\* 耐震改修にかかる工事費用が60万円未満の場合は、その費用額  
募集戸数／10棟  
\* 申込多数の場合は抽選  
申込方法／「南国市木造住宅耐震改修工事認定申込書」

**平成17年度 2次分耐震診断申し込み受付中です**

**～みなさんの住まいは地震のとき大丈夫？～**

耐震診断は、家の建物としての基本性能を知ることです。耐震診断は簡易な方法で自己診断もできますが、それだけで安全な住宅とは判断できない場合もあり、専門家による耐震診断を行うことで正しい判断ができます。

専門家に診断してもらおうと／専門家（耐震診断士）による住宅の耐震性を診断してもらう場合、公的な支援が受けられます。

対象住宅／昭和56年5月31日以前に建築（着工含む）された木造住宅で、階数が2以下の建築物。

診断費用／3万3千円(1棟)

\* 国・県・市が3万円負担。自己負担が3千円必要です。

**地震に強い住宅のポイントは？**

- 地盤はしっかりしてますか？
- 建物の基礎・土台はしっかりしてますか？
- 柱やはりはしっかりしてますか？
- 建物の形はどうなってますか？
- 壁の配置は大丈夫ですか？
- 建物の維持管理はできていますか？

に必要な書類を添えて提出してください。  
申込受付・締切  
9月5日～30日  
耐震改修補助事業・耐震診断の申込先・お問い合わせは  
住宅課建築係  
(8800・6558)まで



長寿祝金の支給

ご老人の長年にわたる社会への寄与に対し、その長寿を祝し、9月15日に年額1万円のお祝い金を支給します。

支給資格

9月15日現在で  
満80歳（大正13年9月16日から大正14年9月15日に生まれた方）  
満88歳（大正5年9月16日から大正6年9月15日に生まれた方）  
満99歳（明治38年9月16日から明治39年9月15日に生まれた方）

で、引き続き1年以上、南州市に居住している方。  
新たな対象の方には支給申請書を送付します。  
満80歳になられる方には「南州市長寿祝金支給申請書」を送付しますので、手続きをしてください。  
\* 申請は代理の方でも郵送でも受け付けます。  
支給については/支給対象者には9月14日に長寿祝金決定通知書を送ります。印鑑と通知書を持って指定の金融機関で受け取ってください。

お問い合わせは  
保健課給付係  
(880・6556)まで

敬老記念品の廃止

市では、昨年まで70歳以上の方に敬老記念品をお渡ししていましたが、市の財政状況や対象者の増加などの理由により、本年より敬老記念品を廃止することになりました。記念品の廃止について、ご理解をお願いいたします。

お問い合わせは  
保健課高齢者介護保険係  
(880・6556)まで

複十字シール募金運動にご協力を

複十字シール募金は、結核や肺がんをなくすために世界中で行われている運動で、その収益金は、検診車やX線機器の購入、検診センターの整備、国際協力事業などに使われています。  
皆さんのご家庭に、健康づくり婦人会や健康づくり推進会の委員が募金をお願いしています。ご協力をお願いします。

お問い合わせは  
保健福祉センター  
(863・7373)まで

10月から

介護施設サービスが一部変更になります

所得の低い方は申請により負担が軽減

平成17年10月から介護施設給付が見直され、居住費と食費が自己負担になります。これに伴い利用者負担段階が設けられ、所得の低い方の施設利用が困難とならないように第1から第3段階の方には居住費と食費の利用者負担に上限額が設定され、残りは「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。「特定入所者介護サービス費」を利用するためには市役所に申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。随時受け付けていますので、忘れずに申請してください。  
現行の標準負担額減額認定制度は9月末で終了しますので、現在認定を受けられている方も特定入所者介護サービス費の申請が必要です。

高額介護サービス費の見直し

高額介護サービス費の負担上限額も10月からの制度改正により見直され、利用者負担第2段階の方は、上限額が1万5千円に引き下げられます。

利用者負担段階と利用者負担限度額

表中の( )内数字は9月までの限度額。また、個室の居住費は別額です。実際にサービスを利用する際の費用は、事業者との契約により異なります。

利用者負担段階		高額介護サービス費の負担限度額(円/月)	居住費・食費の負担限度額(円/日)		
			1割負担	居住費【多床室】	食費
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者生活保護受給者	15,000 (15,000)	0 (0)	300 (300)	適用
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	15,000 (24,600)	320 (0)	390 (500)	
第3段階	市民税非課税世帯で第2段階に該当しない方	24,600 (24,600)	320 (0)	650 (500)	
第4段階	市民税課税世帯の方	37,200 (37,200)	320 (0)	1,380 (780)	適用なし

利用者負担例 多床室を利用した場合(月額・円) 1割負担は高額介護サービス費受給後の自己負担額です。

現行						10月から					
利用者負担段階	入所施設	1割負担	居住費	食費	合計A	1割負担	居住費	食費	合計B	差額B-A	
第1段階	3施設共通	15,000	—	10,000	25,000	15,000	0	10,000	25,000	0	
第2段階		24,600	—	15,000	39,600	15,000	10,000	12,000	37,000	-2,600	
第3段階		24,600	—	15,000	39,600	24,600	10,000	20,000	54,600	15,000	
第4段階	特養	30,000	—	26,000	56,000	29,000	10,000	42,000	81,000	25,000	
	老健	33,000	—	26,000	59,000	31,000	10,000	42,000	83,000	24,000	
	療養型	37,200	—	26,000	63,200	37,200	10,000	42,000	89,200	26,000	

お問い合わせは、保健課高齢者介護保険係(880-6556)まで

市民からのお便り

子供が生まれて広報の重要さに気付きました。いろいろなお知らせが分かるので助かっています。